

小諸市営水道条例（昭和39年小諸市条例第23号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条 第3条）
- 第2章 給水装置の工事、費用の負担区分等（第4条 第15条）
- 第3章 給水（第16条 第26条）
- 第4章 料金及び手数料（第27条 第41条）
- 第5章 管理（第42条 第46条）
- 第6章 貯水槽水道（第47条・第48条）
- 第7章 雑則（第49条 第51条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の規定に基づき、小諸市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の給水条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）給水装置 需要者に水を供給するため、市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- （2）給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去のための工事をいう。
- （3）指定工事事業者 法第16条の2第1項の規定により、市長が指定給水装置工事事業者として指定した者をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- （2）共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- （3）私設消火栓 法第24条第1項の規定により設置した消火栓以外の消火栓で、消防用に使用するもの
- （4）臨時給水装置 工事等のため、1年以内の一時的使用に供するもの

第2章 給水装置の工事、費用の負担区分等

（給水装置の新設等の申込み）

第4条 給水装置工事をしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込み、その承認を得なければならない。

2 市長は、工事申込者が前項の申込みをするにあたり利害関係人がある場合は、その者の同意を求めることができる。

（加入金）

第5条 加入金は、給水装置の新設又は改造（量水器の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）をする者から別表第1に掲げる額に100分の110を乗じて得た額を徴収する。ただし、改造に係る加入金の額は、新口径と旧口径に係る加入金

の額の差額とする。

- 2 前項の加入金は、第4条第1項に規定する給水装置工事の申込みの際に徴収する。
- 3 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水装置工事の着手前に申込みを取り消した場合又は市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 市長は、公益上その他必要があると認められるものについては、加入金を減免することができる。

(平25条例38・令元条例19・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第6条 市長は、災害等における給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、必要があると認めるときは、給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 市長は、指定工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

(給水装置の位置)

第7条 給水装置の位置は、工事申込者の申請するところによる。ただし、市長においてその箇所が適当でないとき、変更させることができる。

(給水装置工事の設計及び施行)

第8条 給水装置工事の設計及び施行は、市長又は指定工事事業者が行う。

- 2 指定工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、工事施行前に市長の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。
- 3 指定工事事業者が行う給水装置の設計及び施行の基準は、市長が別に定める。

(給水装置工事の費用負担)

第9条 給水装置工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、工事申込者の負担とする。ただし、市長が必要と認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事費の算出方法)

第10条 前条に規定する工事費は、次の各号に掲げる経費と消費税相当額の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 直接経費
- (4) 共通仮設費
- (5) 現場監理費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別に費用を必要とするときは、その費用を加算するものとする。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(工事費の予納及び精算)

第11条 工事申込者は、工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による予納金は、工事完成後に精算するものとする。

(給水装置の所有権の取得)

第12条 工事申込者が給水装置工事を施行した場合において、当該給水装置の所有権の移転時期は、次の各号に定めるところによる。

(1) 指定工事事業者が工事を施行した場合は、当該工事が終了し第8条第2項に規定する工事検査に合格したとき。

(2) 市長が工事を施行した場合は、当該工事が終了し、工事費が完納されたときとし、その管理は、工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(給水装置の変更)

第13条 市長は、配水管の移転その他やむを得ない理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者、使用者又は利害関係人の同意が得られなくても、当該工事を施行することができる。この場合において、当該工事に要する費用は、市が負担する。

(公道に属する部分の所有権)

第14条 公道に属する給水装置の所有権は、工事申込者がその費用を負担した場合であっても、市に属するものとする。

(第三者異議の阻却)

第15条 給水装置の設置又は管理に関し、第三者の異議があっても、市長は、その責を負わない。

第3章 給水

(給水の原則)

第16条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し又は停止することはできない。

2 給水を制限し又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定め、その都度これを予告する。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のために損害を生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第17条 水道の使用を開始しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込み、その承諾を受けなければならない。

(給水装置所有者の代理人)

第18条 給水装置の所有者は、給水区域内に居住しないとき又は市長が必要と認めたときは、この条例及び条例に基づく規則に規定する事項を処理させるため、給水区域内に居住する者のうちから代理人を選定し、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による代理人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。

(平26条例44・一部改正)

(管理人の選定)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共用する者

(2) 給水装置を共有する者

(3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の規定による管理人を不相当と認めたときは、これを変更させるこ

とができる。

(平26条例44・全改)

(同居人等の行為に対する責任)

第20条 水道の利用者は、その家族、同居人、利用人、その他雇用人等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

(量水器の設置)

第21条 量水器は給水装置に設置し、その位置は、市長が定めるものとする。

2 給水量は、市の量水器により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。また、市長が認めたときは、自己の量水器を設置させることができる。

(量水器の貸与)

第22条 量水器は、水道の利用者又は代理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に貸与し、保管させるものとする。

2 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって量水器を管理しなければならない。

3 水道利用者等が前項の管理義務を怠ったために、量水器を亡失又はき損したときは、市長が定める損害額を弁償しなければならない。

(消火栓及び私設消火栓の使用)

第23条 法第24条第1項の規定により設置された消火栓(以下「消火栓」という。)

及び私設消火栓は、消防用又は消防演習のほかに使用してはならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項のただし書の規定により、消火栓又は私設消火栓を消防用以外に使用するときは、必要に応じて市長の指定する職員を立ち合わせなければならない。

(平26条例44・全改)

(届出の義務)

第24条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を開始し、休止し、又は廃止するとき。

(2) 水道の用途を変更するとき。

(3) 消防演習のために消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 水道利用者等の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者又は代理人に変更があったとき。

(3) 管理人に変更があったとき。

(4) 消防用として水道を使用したとき。

(平26条例44・全改)

(水道利用者等の管理上の責任)

第25条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があると認めたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第26条 市長は、給水装置の機能又は水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、請求者立会いのもとにこれを行い、検査の結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

3 市長は、検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことができる。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第27条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第28条 料金は、1月につき別表第2の区分により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(平25条例38・平26条例44・令元条例19・一部改正)

(料金の額の算定)

第29条 市長は、2月ごとの料金算定の基準日としてあらかじめ定めた日(以下「定例日」という。)までに量水器の検針を行い、前回検針した日から当該検針日までの使用水量により料金を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めたものについては、毎月の定例日に使用水量を計算することができる。

3 第1項の定例日は、やむを得ない理由があるときは、市長は、これを変更することができる。

4 第1項の規定により、各月均等にした使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、当該期間のうち、最初の月分の端数を切り上げて1立方メートルとし、翌月の端数を切り捨てるものとする。

(使用水量及び用途の認定)

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及び用途を認定する。

(1) 量水器に異常があったとき。

(2) 公共の消防用として使用したとき。

(3) 使用水量が不明のとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があったとき。

(特別の場合における料金の算定)

第31条 月(期間)の中途において水道の使用を開始し、又は休止した場合において、使用期間に1月未満の端数が生じたときは、その端数は1月として料金を算定する。

2 月(期間)の中途において、その用途又は量水器の口径(以下「需要種別」という。)に変更があった場合は、その使用日数の多い需要種別の金額により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、新たに適用されることとなった需要種別の金額

によって算定する。

(使用休止等の届出のない場合の料金)

第32条 第24条第1項第1号に規定する使用休止等の届出がない場合は、水道を使用しないときにおいても料金を徴収する。

(平26条例44・一部改正)

(無断使用に対する認定)

第33条 第24条第2項第1号又は第2号に規定する届出を行わず水道を使用した者は、前使用者に引続き使用したものとみなす。

(平26条例44・一部改正)

(料金の徴収方法)

第34条 料金は、納入通知書による払込み又は口座振替により、隔月に徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、水道の使用を休止し、又は廃止したときは、随時に徴収することができる。

(平26条例44・全改)

(概算料金の予納)

第35条 水道使用者は、到来した納期の後の概算料金を予納することができる。

(臨時使用の場合の概算料金の予納)

第36条 工事その他の理由により、一時的に水道の使用を開始しようとする者は、第17条の規定による承諾があった後、速やかに市長が定める概算料金を予納しなければならない。

(概算料金の精算)

第37条 前2条の概算料金は、納期の到来、使用の休止又は廃止のときに精算し、過不足があるときは還付又は追徴する。

(納付後の料金の調整)

第38条 料金納入後、その料金に増減が生じたときは、その差額を徴収し、又は還付する。ただし、市長が必要と認めたときは、次回以降に徴収する料金で精算することができる。

(平26条例44・一部改正)

(手数料)

第39条 手数料は、次の各号に掲げるものとし、別表第3に定める区分により、申込みの際にこれを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、申込みの後、徴収することができる。

- (1) 設計審査・しゅん工検査手数料
- (2) 分水検査手数料
- (3) 設計監督手数料
- (4) 開栓手数料
- (5) 証明手数料
- (6) 指定工事事業者申請手数料

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しないものとする。

3 第1項の手数料のほか、特別な費用を必要とする場合、市長はその実費を徴収することができる。

4 第1項に規定する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(平26条例44・一部改正)

(督促、督促手数料及び延滞金)

第40条 使用料及び手数料の督促手数料並びに延滞金については、小諸市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成11年小諸市条例第23号)の定めるところによる。

(料金及び手数料等の減免)

第41条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料、その他の費用を減免することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査及び費用負担)

第42条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適切な措置を講じさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 市長は、量水器の管理上又は点検上必要があると認めるときは、水道使用者等に対し、必要な措置を指示することができる。

3 前2項の費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第43条 市長は、給水装置の構造又は材質が、第8条第3項に定める基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、給水装置が、指定工事事業者の施行した給水装置に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(給水の停止)

第44条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。

(1) 第5条に規定する加入金、第9条に規定する工事費、第25条第2項に規定する修繕費、第27条に規定する料金及び第39条に規定する手数料(以下「料金等」という。)を期限内に納入しないとき。

(2) 料金等を免れようとして詐欺その他の不正行為をしたとき。

(3) 正当な理由なく、法第17条の規定による給水装置の検査又は第21条及び第29条に規定する量水器の検針、設置等係員の職務を拒み、又はこれを妨げたとき。

(4) 第4条及び第17条に規定する申込みをせず、無断で給水装置工事を行い、又は給水装置を使用したとき。

(5) 器物又は施設と連結し、給水装置に汚染のおそれがある場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(6) 種別の異なる用途に使用し、みだりに他人に分与し、又は販売したとき。

(7) その他、給水装置の適正な管理を怠ったとき。

(給水装置の切り離し)

第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用休止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(給水装置の廃止)

第46条 給水装置の所有者が、次の各号に掲げる理由が生じた日から180日以内に給水の開始又は給水装置の設置をしないときは、当該給水装置を廃止したものとみなす。

(1) 前条の規定に基づき給水装置を切り離したとき。

(2) 給水装置を撤去したとき。

2 市長は、前項の規定にもとづき給水装置を廃止するときは、廃止をする30日前に当該給水装置の所有者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定の適用を受けた給水装置所有者が損害を受けることがあっても、市はその責を負わない。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第47条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第48条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(過料)

第49条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

(1) 正規の手続きを経ないで給水装置工事を施行したとき。

(2) 正当な理由がなく第21条の量水器の設置、第29条第1項の使用水量の計量、第42条の検査又は第44条の給水の停止を拒み、又は妨げたとき。

(3) 第25条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠ったとき。

(料金等を免れた者に対する過料)

第50条 市長は、詐欺その他の不正行為によって料金等の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科すことができる。

(補則)

第51条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(小諸市水道料金等審議会条例の一部改正)

2 小諸市水道料金等審議会条例(昭和50年小諸市条例第13号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(小諸市下水道条例の一部改正)

- 3 小諸市下水道条例(昭和63年小諸市条例第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成19年3月26日条例第13号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の小諸市水道事業給水条例の規定にかかわらず、平成26年4月1日前から継続して供給している水道の使用については、平成26年6月9日以降に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金から適用し、平成26年6月8日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年12月19日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に調定した料金については、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月28日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用については、令和元年12月9日以降に料金の支払いを受ける権利を確定されるものに係る料金から適用し、令和元年12月8日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月30日条例第29号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

加入金

量水器の口径	加入金の額
13~20mm	80,000円
25mm	160,000円
40mm	642,000円
50mm	1,284,000円
75mm	2,568,000円
100mm	5,137,000円
150mm	10,274,000円

別表第2（第28条関係）

水道料金表

（1月につき）

（1）計量制

需要種別 （口径）		基本料金		従量料金（1m ³ につき）			
		5m ³ 以下	10m ³ 以下	11～20m ³	21～50m ³	51～500m ³	501m ³ 以上
一 般 用	13mm	860円	1,400円	140円	150円	190円	210円
	20mm	1,990円					
	25mm	2,530円					
	40mm	5,490円					
	50mm	8,150円					
	75mm	17,900円					
	100mm	24,490円					
	125mm	61,240円					
	150mm	73,600円					
浴場用		200m ³ 以下	7,930円	201m ³ 以上	75円		
臨時用		10m ³ 以下	3,700円	11m ³ 以上	240円		

（2）定額制

（1月につき）

需要種別	料金
13mm	1,300円
20mm	1,850円

別表第3（第39条関係）

（平26条例44・全改、令元条例19・令元条例29・一部改正）

設計審査、しゅん工 検査手数料	給水栓 数	1～5箇所	10,000円
		6～10箇所	15,000円
		11～15箇所	20,000円
		16箇所以上	25,000円
		給水栓を伴わない工事（受水槽設置の場合も含む）	工事費の5%の額（ただし、1,000円未満の場合は、1,000円とする。）
分水検査手数料		配水管より給水管へ分岐するとき	1件につき 5,000円
設計、監督手数料		配水管及び給水装置の設計、監督をするとき	工事費の5%の額に100分の110を乗じて得た額
開栓手数料		給水の開始を申し込むとき	1件につき 1,000円
証明手数料		水質検査の証明	1件につき 1,000円
指定工事事業者申請 手数料		新規に指定を受けるとき	1件につき 10,000円
		指定の更新をするとき	1件につき 5,000円